

行橋市観光ガイドブック作製業務に関する質問及び回答について

令和3年6月29日
商業観光課観光ブランド推進係

No.	項目	質問事項	回答
1	募集要項 4. 応募者の資格要件	公募参加資格に関しまして、入札参加資格名簿登録の追加受付は終了しているようですが、新規登録は可能でしょうか。	可能です。最終的に優先交渉者となった後、契約締結までの間に必要な手続きを行ってください。
2	募集要項 5. 応募手続き等	7/2 提出の「企画概要書」につきまして、どのようなものを想定していますでしょうか。	本プロポーザルに参加するにあたり、事業者様としてどのような観光ガイドブックの作製を検討されているのかを知りたいため、二次審査で提出いただく企画提案書の基になるような概要書をご提出ください。
3	募集要項 6. 提案の審査	募集要項 8 ページ(1)「二次審査」に、二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)と記載されておりますが、6 ページには「企画提案書の書類をもとに」とあります。二次審査は書類審査だけと考えてよろしいですか。	募集要項に記載のとおり、二次審査はプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを実施します。詳細については一次審査通過後にお知らせする予定です。
4	仕様書 6. 委託業務の内容	ガイドブック掲載先へのアポ取りは、全て受託者の業務となりますか。	お見込みのとおりですが、公共施設の場合は、市商業観光課より別途お知らせすることもあります。
5	仕様書 8. 掲載内容	ガイドブック掲載先は、事務局様と協議したうえで選択するものと考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。

6	仕様書 10. 留意事項	行橋市様が所有されている過去に撮影した観光関連写真の閲覧およびデータの支給、使用は可能でしょうか？	画像データ等は事業者様にて入手してください。ただし必要があれば、指定された画像データ等の提供を行うことは可能です。
7	その他	事前に事務局様の承認を得たうえで、必要に応じて委託業務の一部(印刷等)を第三者に再委託することは可能ですか。仕様書、募集要項、契約書に定める事項については再委託先も遵守のうえ一切の責任を負うものとし、最終責任は受託者が負うものとします。	可能です。ただし、業務委託契約の規程に従い、委託内容によって個別に市の承諾を得てください。
8	その他	上記の場合、業務実績に再委託先の該当する業務実績を記載してもよろしいですか。	可とします。
9	その他	パンフレットのターゲットにつきまして、年齢層や性別の想定はございますでしょうか。	こちらからターゲットの指定は行いません。審査項目に関連するものとなりますので、事業者様の提案にてお示しください。
10	その他	効果的と思われる施策として、完成した観光ガイドブックの配布・設置に関するご提案(サービス)をさせていただいてよろしいでしょうか。	可とします。
11	その他	パブリシティ(サービス)としまして、取材した記事を効果的なWEBメディアなどでの配信するご提案をさせていただいてよろしいでしょうか。	可とします。
12	その他	今回作製されるガイドブックの設置予定場所および入手方法を教えて下さい。	行橋市役所内をはじめ、行橋駅構内にある行橋市観光物産情報コーナー「ゆくはしマルシェ」、北九州空港、今川PAに設置予定です。また、各種イベント開催時の配布や、観光ポータルサイト「ゆくゆくゆくはし」への掲載も予定しています。

13	その他	<p>今までに作成された「観光ガイドブック」はありますか？どちらで入手可能ですか？</p> <p>「観光パンフレット」との差別化はどのようにお考えでしょうか？</p>	<p>現在使用している「観光パンフレット」は、市商業観光課、行橋市観光物産情報コーナー「ゆくはしマルシェ」、北九州空港、今川 PA 等にご用意しています。郵送も可能です。また市観光ポータルサイト「ゆくゆくゆくはし」にも掲載しています。</p> <p>今回は「観光ガイドブック」の作製としておりますが、既存の「観光パンフレット」の内容に、新たな情報を加えた最新版のものと位置付けております。</p>
----	-----	---	--